様式第１３号

消費税等調査表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  調査者 |  　　　　 |  年月日 |  |
| 　島根県　　　　　　　　　郡　　　　　　町　　　　　 大字　　　　　　　　　　　　　市　　　　　　村　　　　　  |
| 調査対象者 | 住　　　所 | 島根県　　　　　郡　　　　　　町　　　　　　　　市　　　　　　村　　　　大字 |
| 氏名又は法人・代表者名 |  |
|  調査対象物件名・用途 |  調査対象物件の資産の区分 |
|  |  　 □　事業用資産 　 □　家事共用資産 |
| 基準期間 |  　　　　年　　　月　　　日　　～　　　年　　　月　　　日 |
| 前年(個人)又は前事業年度 |  　　　　年　　　月　　　日　　～　　　年　　　月　　　日 |
| 調査・収集した資料 |  □ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 □ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 □ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 □ 消費税簡易課税制度選択届出書 □ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 □ 消費税課税事業者選択届出書 □ 消費税課税事業者選択不適用届出書 □ 消費税課税事業者届出書 □ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 □ 法人設立届出書 □ 個人事業の開廃業等届出書 □ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 □ 消費税課税事業者届出書（特定期間用） □ 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等） □ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 □ 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 □ その他の資料 |

（注）１　本調査票には、表―１及び表―２を添付すること。　　　　　　（日本産業規格A4）

表－１

ＳＴＡＲＴ

【表－２による】

課税売上割合が95％以上かつ課税売上高が5億円以下か

NO

基準期間の課税売上高が5,000万円

以下か

NO

〔課税事業者〕

YES

課税期間の課税売上高が1,000万円以下か

NO

YES

YES

NO

NO

YES

YES

YES

個人事業者の

事業用資産か

YES

課税事業者を

選択しているか

法　人　か

簡易課税制度を選択しているか

NO

NO

〔家事用資産〕

消費税額を区分する課税仕入れ等に係る

ロ　非課税売上にのみ対応するものか

ハ　イ及びロに共通するものか

イ　課税売上にのみ対応するものか

YES

特定期間の課税売上高又は給与等支払額総額が1,000万円以下か

NO

仕入控除税額の計算方法は、個別対応方式か

NO

YES

〔免税事業者〕

一括比例

配分方式

消費税等相当額の全部を補償

消費税等相当額の一部を補償

消費税等相当額の補償不要

（注）①　消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。

　　　②　上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。

　　　③　消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

表―２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 本則課税事業者関係 | 資料 |  前年（個人）又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 |  □有（下記へ） □無 |
|  「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」 の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産で ある場合のみ収集する。 |  □有（個別対応方式 　　　の共用資産へ） □無（下記へ） |
| 補償用課税売上割合 |  ① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き） ② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き） ③ 土地買収代金額等 　（区分地上権、地役権設定代金を含む） |  　　　　　　　　　　円　 　　　　　　　　　　円　 　　　　　　　　　　円　 |
| 補償用課税売上割合の算出①／(②＋③) | ① 　　 円 ＝ 　　　　　　　　　　％② 円＋③ 円 |
|
|
| 補償用課税売上割合の率 | 補償用課税売上割合率 |  □　９５％以上である □　９５％未満である（下記へ） |
| 補償用課税売上割合の額 | 補償用課税売上高の額 |  □　５億円超である（下記へ） □　５億円以下である |
| 採用方式 | 前年又は事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 |  □　一括比例配分方式を採用している 　　（一括比例配分方式へ） □　個別対応方式を採用している 　　（個別対応方式へ） |
| 個別対応方式 | 補償対象物件 |  □　イ　課税売上にのみ対応するもの □　ロ　非課税売上にのみ対応するもの □　イ及びロに共通するもの（下記へ） |
|  個別対応方式 の共用資産 |  一 部 補 償 |  消費税等相当額×（１－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合） 　　 円×（１－０．　　　　　　　　）＝ |
|  一括比例配分 方式 |  消費税等相当額×（１－補償用課税売上割合） 　　 円×（１－０．　　　　　　　　）＝ |